(四) 不隠ノ引利及財件等ニ関サルコト

(注) 一般公務ノ執行ニ支障ヲ及ボス虞アルコト

(七) 私ノ利ノ為ノ入ノ為ニ権力ノ集中ヤレメニ奉仕スル場合ノ利視ノ由出ヲ為スコト（三項該当）

（但シ公ノ集会ノ場合）

(八) 動機並ニ経過ニ関セズ暴力ヲ加ヘタル者ハ

次ノ外別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ

処スル外ハ懲役ニ処セラルルコト

一、地方自治ノ本旨ニ基キ住民ノ意思ヲ反映シ

且ツ行政ノ公正ヲ確保スル為ニ

左ノ事項ヲ実施スルコト

(一) 地方公共団体ノ長ノ選挙ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二) 地方公共団体ノ長ノ被選挙権ニ関スル

制限ヲ撤廃スルコト

(三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

制限ヲ撤廃スルコト

(四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(二十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(三十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(四十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(五十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(六十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(七十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(八十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十一) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十二) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十三) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十四) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十五) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十六) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十七) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十八) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(九十九) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト

(百) 地方公共団体ノ長ノ解職ニ関スル

住民投票ニ関スル事務ノ管理ハ

国ノ機関ニ委任スルコト